立地協定書(案)

〇年○月○日

立地協定書

知名町長　氏名（以下「甲」という。）と会社名　役職　氏名（以下「乙」という。）は、知名町企画振興課長　氏名（以下「丙」という。）を立会人として、乙が知名町に事業所を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

（相互協力）

第２条　甲と乙とは、乙が知名町に事業所を設置することについて合意し、甲は、乙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

（事業所の設置計画）

第３条　乙は、別紙事業所計画に基づき、事業所を設置するものとする。

（労働力の確保）

第４条　乙は、地域振興の観点に立って、事業所の従業員については、知名町民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

（労働条件）

第５条　乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

（権利義務の承継）

第６条　乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

（協議）

第７条　乙は、この協定に定める事業所が経済情勢や不測の事態により操業短縮等に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。計画書に記載の内容を変更する場合も同様とする。

（協定の解除）

第８条　乙が知名町での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に反する行為等により、立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場合、甲は本協定を解除することができるものとする。

（疑義の処理）

第９条　甲と乙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙署名押印して各１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　知名町

　　氏名　知名町長　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　会社名

　　役職　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙　住所

　　　　　知名町企画振興課

　　氏名　課長　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別紙）

事業所計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  |
| 面積 | ㎡（　　　　坪） |
| 設立・立地 | 年　　月 |
| 創業開始 | 年　　月 |
| 総投資額 |  |
| 事業内容 |  |
| 当初計画  （５年目） | 従業員数　　人（　　　　人）  売上高　　万円（　　　万円） |

（本社）

|  |  |
| --- | --- |
| 本社名 |  |
| 代表者名（ﾌﾘｶﾞﾅ） |  |
| 所在地 |  |
| 設立 | 年　　月 |
| 資本金 | 万円 |
| 従業員数 | 人 |
| 事業内容 |  |